

第2期筑後市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

ダイジェスト版

“子育てをともにわがちあい、

みんなであつながる筑後市へ”



令和2年3月

筑後市

1 計画策定の背景と趣旨

筑後市は、平成26年度に策定した「ちっこ子育てみらいプラン（筑後市次世代育成支援行動計画 後期計画）」により進めてきた子ども・子育て支援を継承しながら、教育・保育及び地域子ども子育て支援事業における提供体制の確保の内容、実施時期等について、平成27～31年度を1期とする「筑後市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定し、子ども・子育て支援を推進してきました。

しかしながら、その5年間の中でも少子化や共働き世帯の増加、教育・保育のニーズの多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、時代に対応した計画とするため、また、子どもの健やかな育ちと保護者の子育て支援のさらなる充実を図るため、新たに本計画の策定を行いました。

2 計画の期間と対象

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

また、本計画は、子どもとその家族、子育て支援に関わる行政、企業、地域住民等、本市の全ての市民及び団体を対象とします。

なお、「就学前児童の保育環境の一層の充実」という点を重視し、就学前児童に対する子育て支援をより強化していくこととします。

3 基本理念

次代を担う子どもたちが地域みんなに支えられ、健やかに育つことが、子どもたちと社会全体のよろこびになります。こうしたよろこびの連鎖反応こそが「子育てのよろこび」であり、それを実感できるまちづくりを目指して、本市では様々な施策に取り組んできました。

現在、子どもや子育てを取り巻く社会的状況は、厳しさを増す一方です。また、経済状況が依然として厳しい中、子育てへの負担や不安、孤独感も高まっています。

本市ではこうした状況を踏まえ、市民や関係機関が一体となって、様々な子ども・子育て支援の充実を図り、第1期子ども・子育て支援事業計画では、「子育てのよろこびを感じられる筑後市づくり」を推進してきました。

第2期子ども・子育て支援事業計画では、子育てにおける更なるつながりと連携を深め、本市全体としての協力体制、支援体制を強化し、「子育てのまち筑後市」を推進していきます。

基本理念

子育てをともにわかちあい、
みんなであつながる筑後市へ



4

本市の状況（統計調査より）

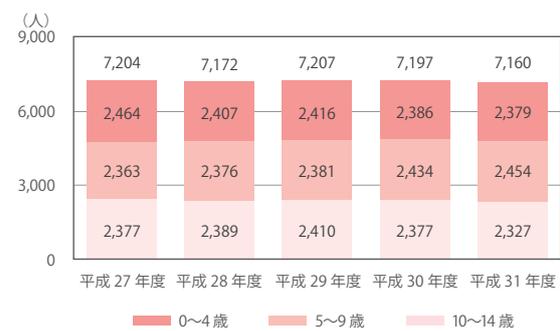
計画を策定するにあたり、人口や出生率、就業率など、子育てに関連する統計調査を行いました。ここでは、特に計画と関連があるものを抜粋して掲載しています。

- 人口について、全国的に減少が進行している中、本市においては年々微増しています。
- 人口を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行していることが分かります。

■ 年齢3区分別の人口の推移



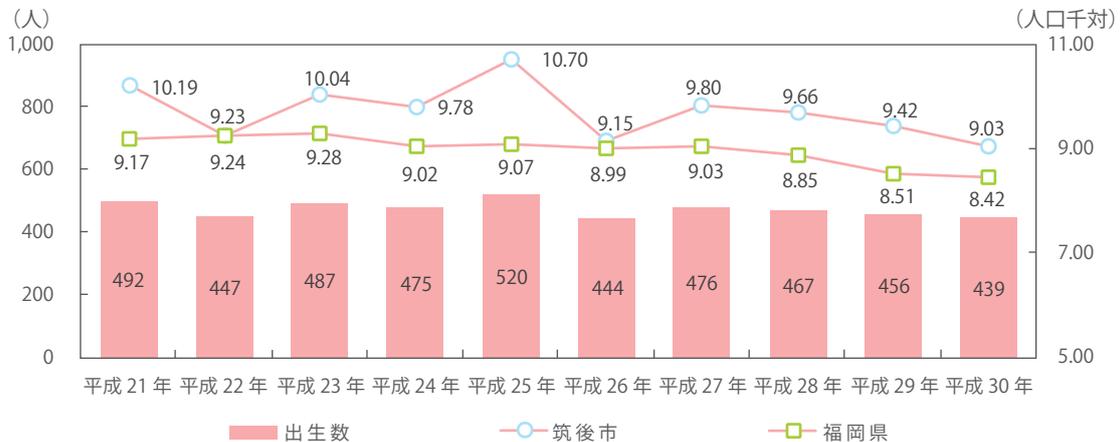
■ 年少人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

- 出生数・出生率の推移をみると、ともに近年減少傾向にあります。
- 女性の年齢別就業率の推移をみると、平成22年と比較して平成27年では全体的に就業率は低くなっていますが、県の平均と比較すると、本市の就業率は高くなっています。

■ 出生数・出生率の推移および福岡県との比較



* 資料：福岡県人口移動調査（出生数は各年10月～翌年9月の合計、出生率は期中の出生者数÷期当初の人口×1000の数値）

■ 女性の年齢別就業率の推移および福岡県との比較

(単位：%)

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
筑後市（平成22年）	12.3	65.7	83.8	87.8	89.8	89.9	91.0	90.0	85.4	67.9	50.0
筑後市（平成27年）	9.7	59.7	70.5	70.3	72.2	77.3	77.4	77.6	70.7	50.4	34.6
福岡県（平成27年）	12.2	57.1	66.4	62.3	63.5	67.4	69.6	69.1	62.8	47.0	30.4

資料：国勢調査

5

就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

将来の年少人口の推計値や保護者へのアンケートによるニーズ調査結果等を用いて、就学前教育・保育の量の見込み（必要量）の算出を行いました。

● 0～17歳の年少人口の推移をみると、近年減少傾向となっています。また、この傾向は今後も続くと思われています。

0～17歳人口の推移と推計値



資料：実績値は住民基本台帳、人口推計はコーホート変化率法による各年度4月1日現在の推計値

● 上記の人口推計やニーズ調査の結果等を踏まえ、以下のように量の見込みを設定し、確保方策を検討しました。

就学前教育・保育の量の見込みと確保方策 ※ R1～R5の数値は人数

	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	確保方策
1号認定						
量の見込み①	362	360	350	342	338	特定教育・保育施設（認定こども園）、幼稚園で実施します。
確保方策②	367	363	357	371	371	
過不足（②-①）	5	3	7	29	33	
2号認定						
量の見込み①	1,081	1,075	1,042	1,017	1,007	特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園）、幼稚園で実施します。
確保方策②	1,083	1,080	1,051	1,031	1,031	
過不足（②-①）	2	5	9	14	24	
3号認定（0歳）						
量の見込み①	182	181	180	177	175	特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園）、特定地域型保育（小規模保育事業所）で実施します。
確保方策②	186	187	191	191	191	
過不足（②-①）	4	6	11	14	16	
3号認定（1、2歳）						
量の見込み①	626	621	632	627	621	特定教育・保育施設（認可保育所、認定こども園）、特定地域型保育（小規模保育事業所）、企業主導型保育施設で実施します。
確保方策②	630	626	637	633	633	
過不足（②-①）	4	5	5	6	12	

6

地域子ども・子育て支援事業について

前述した就学前教育・保育とともに子ども・子育て家庭等への支援として、以下の地域子ども・子育て支援事業を実施します。



①延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもを対象に、11時間の開所時間の始期及び終期前後に保育を行う事業です。市内全保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業所等）により実施します。



②放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

保護者が就労等のために昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。市内全小学校区の学童保育所及び民間学童保育所により実施します。



③子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事情で子どもの養育が一時的に困難になった場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等による身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で一時的に預かる事業です。市としてホームページ等で子育て短期支援事業の周知を推進するとともに、近隣で更に利用可能な施設があるかなど調査・検討します。



④地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。利用者アンケートを行い、保護者のニーズを汲み取りながら、より利用しやすい施設のあり方を検討します。ホームページや広報などで施設で行っている事業を紹介し、親子の触れ合いの大切さや楽しさをPRしていきます。



⑤幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童（幼稚園在園児）を、幼稚園で一時的に預かる事業です。幼稚園、認定こども園で実施します。



⑥認可保育所等による一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児を、認可保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。市内認可保育所、小規模保育事業所等により実施します。



⑦病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもの病気・病気回復期に自宅での保育が困難な場合に、病児・病後児保育施設等で一時的な保育を行う事業です。病児保育施設「ちっこハウス」により実施します。



⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て中の保護者で、預かり等の援助を希望する者を会員（依頼会員）として、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。保護者の多様なニーズに応えられるよう、引き続き人材確保に努めます。



⑨利用者支援事業

子ども・子育てに関する総合相談窓口として、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談内容に応じて必要な支援を行う事業です。子育て世代包括支援センターにて実施します。



⑩乳児家庭全戸訪問事業

保健師・助産師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の発育や母親の健康状態の把握、子育てに関する情報提供や指導・助言を行う事業です。担当助産師（保健師）による、保護者に寄り添った支援を実施します。



⑪養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師・助産師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。市の保健師等による新生児・乳児訪問事業（出産前からの関わりのある世帯等を訪問する事業）により実施します。



⑫妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊婦に対して、妊娠期間中の適時に必要に応じた検査を実施する事業です。関連する医療機関で実施します。



⑬実費徴収に係る補足給付事業

世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、市が定める基準に該当する保護者の子どもが、幼稚園での教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき副食の提供に要する費用の全部又は一部を給付する事業です。子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の利用者を対象に実施します。



7

子ども・子育て支援に関する施策の展開

基本理念をもとに地域子ども・子育て支援事業も踏まえながら、就学後の児童や保護者も含めた子育て支援のより総合的な推進に向けて、下記の体系図に沿った取り組みを展開します。

基本理念

子育てをともにわがちあい、
みんなでつながる筑後市へ

施策体系

1	子どもや親の健康の確保	1. 母子保健の推進 2. 障害のある子どもへの支援
2	子育て家庭への支援	1. ひとり親家庭への支援の推進 2. 児童虐待防止対策の充実 3. 子育てに係る経済的負担の軽減 4. 子どもの貧困対策の充実
3	学童期からの「生きぬく力」の育成	1. 学校教育の充実 2. 放課後の居場所づくり 3. 青少年健全育成の推進
4	多様な子育て支援サービスの充実	1. 子育て支援サービスの充実 2. 子育て情報発信の強化 3. ワーク・ライフ・バランスの推進



8 計画の推進体制

本計画の策定部署となる子育て支援課を中心に、幼児期の学校教育・保育及び子育て支援の庁内関係部署、関係機関・事業者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、筑後市子ども・子育て会議を定期的で開催し、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境づくりに取り組みます。

9 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検を行います。また、筑後市子ども・子育て会議を通じて、市民や子ども・子育てに関わる関係者の意見も参考にしながら評価を行い、進捗状況の管理を行います。

なお、計画の定める量の見込みが大きく変動する場合には、必要に応じて計画内容の一部見直しを行います。

■ 計画の進行管理のイメージ



第2期筑後市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

発行：筑後市 子育て支援課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

電話：0942-65-7017 FAX：0942-53-1589